

「ぐっどらっく(共同生活援助)利用契約」重要事項説明書

本重要事項説明書は、当事業所とサービス利用契約の締結を希望される方に対し

して、社会福祉法第76条に基づき、当施設の概要や提供されるサービスの内容、

契約上ご注意いただきたいことを説明するものです。

本事業所では、利用者に対して共同生活援助サービスを提供します。

当サービスの利用は原則として市町村の支給決定を受けた方が対象となります。

◇◆目次◆◇

1. 事業者・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
2. 事業所の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
3. 事業所の施設設備等概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
4. 職員の体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3
5. 事業所が提供するサービスと利用料金・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4
6. 入退居について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4
7. 苦情受付・相談窓口・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5
8. 利用者の記録や情報管理・開示・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・6
9. 非常時の対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・6
10. 協力医療機関・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・6
11. 秘密保持と個人情報の保護（使用同意など）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・6

特定非営利活動法人 ハートネット グループホーム ぐっどらっく

岐阜県高山市新宮町4302番地23 TEL FAX 0577-70-9104

1. 事業者

名 称	ハートネット
所 在 地	岐阜県高山市新宮町3391番地1
電 話 番 号	0577-35-9506
ファックス	0577-57-7277
代 表 者 氏 名	理事長 大坪 徹
設 立 年 月 日	平成16年 10月14日

2. 事業所の概要

事業所の種類	共同生活援助
事業所の目的	障がい者福祉の向上を目的とし、利用者や家族が安心して生活できる地域生活支援を行う
事業所の名称	新宮の里・ぐっどらつく
事業所の所在地	岐阜県高山市新宮町4302番地23
電話番号・ファックス	0577-70-9104
管 理 者 氏 名	森 脇 早 苗
サービス管理責任者	大坪 徹
事業所の運営方針	利用者個々の個性・人格を尊重しつつ関わりながら、生き甲斐や甲斐が見出せる施設を目指す

かいせつねんげつ 開設年月	れいわねんがつにち 令和7年7月1日
りようていいん 利用定員	7にん 人

3. 事業所(共同生活住居)の施設設備等の概要

(1) 居室の概要

きょしつせつびしゅるい 居室の設備の種類	しつすう 室数	めんせき 面積	びこう 備考
こしつひとりべや 個室(1人部屋)	しつ 4室	14.22 ^{へいほうめーとる} m ²	えあこんしょうめいべッド エアコン・照明・ベッド
こしつひとりべや 個室(1人部屋)	しつ 3室	14.22 ^{へいほうめーとる} m ²	〃 ロフト

居室はすべて個室ユニットバス付きです。

居室は申し込み順に選択できるものとします。

(2) 居室以外の施設設備の概要

しせつせつびしゅるい 施設設備の種類	しつすう 室数	めんせき 面積	びこう 備考
しょくどうりびんぐ 食堂・リビング	1	38.304 ^{へいほうめーとる} m ²	
たもくてきしつ 多目的室	1	8.390 ^{へいほうめーとる} m ²	
ホール	1	14.22 ^{へいほうめーとる} m ²	
ちゅうぼう 厨房	1	12.03 ^{へいほうめーとる} m ²	

※これらの利用について、利用者に特別ご負担いただく費用はありません。

(3) 建物の概要

構造	木造亜鉛メッキ鋼板葺2階建				
床面積	1階	165.86	m ²	2階	83.05 m ²

(4) 施設・設備ご利用上の注意事項

当事業所において、居室その他の施設・設備をご利用いただくにあたって以下の点にご注意ください。

- ① ぐっどらっくは共同生活の場であることを十分認識してください。
- ② 高音や騒音を発して他の利用者や近隣に迷惑を及ぼさないようにしてください。
- ③ 火災予防と保健衛生の確保に努めてください。

4. 職員の体制

職種	員数	常勤		非常勤	
		専従	兼務	専従	兼務
管理者	1		1		
サービス管理責任者	1		1		
世話人	6	2		4	
生活支援員	2		1	1	
夜勤	6			5	1

おも しよくしゅ きんむたいせい
(主な職種の勤務体制)

しよく しゅ 職 種	きんむたいせい 勤務体制
かんりしや 管理者	ごぜん 午前 8 : 0 0 ~ ごご 午後 5 : 0 0
せわにん 世話人	ごぜん 午前 6 : 0 0 ~ 9 : 0 0 ごご 午後 1 5 : 0 0 ~ 2 0 : 0 0
や きん 夜 勤	ごご 午後 2 2 : 0 0 ~ よくあさ 翌朝 5 : 0 0

とうじぎょうしよ ていきよう さーびす りようりようきん
5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

さーびす ないよう
(1) サービス内容

①利用者に対する相談

②食事の提供 朝食 (6 : 30) 夕食 (18 : 00)

③健康管理・金銭管理の援助

④余暇活動の支援

⑤緊急時の対応

⑥日中活動の場等との連絡・調整

⑦財産管理等の日常生活に必要な援助

⑧夜間における支援 (夜間支援)

(2) 利用料金

①月額固定費用 ※自治体より10,000円の補助があります。

家賃	月額30,000円
光熱水費	月額15,000円
食材料費	月額27,000円
日用品費他	月額5,000円

②個別利用費用

希望送迎	利用者または家族が行うことが困難な場合 ○近距離 500円/往復1回（片道1回250円） ○～10kmまで1,000円/往復1回（片道1回500円） ○10～15kmまで2,000円/往復1回（片道1回1,000円） ○15km以上 要相談
希望付添い	利用者または家族が行うことが困難な場合 ○1回1時間まで 1,000円（30分 500円） ○1回1時間以上 2,000円～要相談
あずかり金管理費用	2,000円/月
提出記録コピー代	白黒10円/1枚 カラー80円/1枚
その他	行事やレクリエーション等への参加にかかる費用で負担して 頂く事が適当であるものに係る費用

※他、個別に利用される日用品や嗜好品等は、その都度ご負担いただきます。

(3) 利用料金のお支払方法

前記の料金は、当月分を翌月末日までにお支払ください。

振込先：飛騨信用組合 西高校前支店 普通預金：0078471

6. 入退居について

入居	① 共同生活援助について訓練等給付費支給決定を受けた方で当ホームに入居を希望される方は電話等でご連絡下さい。面接日時を調整してお会いしサービス提供に関わる重要事項について説明します。 ② 入居申込に必要な書類を提出後、体験宿泊をして頂きます。 ③ 体験宿泊終了後改めてご本人の入居意志・ご家族の意向を確認します。 ④ 入居が決定した場合、利用契約をします。契約の有効期間は、訓練等給付費支給決定期間と同じです。 ⑤ 入居に際しては、適切なサービスを提供するために、心身の状況や生活歴・病歴等を把握させて頂きます。
退居	① 利用者が当事業者に対し7日間の予告期間をおいて文書で通知を行った場合は、この契約を解除できます。 ② 当事業者が正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、利用者やご家族に対し社会通念を逸脱する行為を行った場合または当事業者が破産した場合は、利用者は文書で通知することに

	より^{ただ}直ちにこの^{けいやく}契約を^{かいじょ}解除できます。 ③^{りようしゃ}利用者が^{さーびす}サービス^{りようりょうきん}利用料金の^{しはら}支払いを^{せいとう}正当な理由なく^{りゅう}30日^{30にちじょうちえん}以上遅延 した^{ばあい}場合、または^{りようしゃ}利用者が^{とうほーむ}当ホームや^{とうほーむ}当ホームの^{しょくいん}職員に対して^{たいしてほんけいやく}本契約を 継続^{けいぞく}しがたいほどの^{はいしんこうい}背信行為^{おこなったばあい}を行った場合は^{けいやく}契約を^{かいじょ}解除し、^{たいきょ}退居^{たいきょ}いた くことがあります。この^{ばあい}場合、^{けいやく}契約を^{かいじょ}解除する日の^ひ30日^{ぶんしよ}前までに^{ぶんしよ}文書 で^{つうち}通知^{つうち}します。 ④^{りようしゃ}利用者が^{しんしん}心身の^{びょうじょうあつか}病状悪化により、^{せいとう}正当な理由なく^{りゅう}サービスを^{さーびす}拒否^{きよひ}され た^{ばあい}場合は^{けいやく}契約を^{かいじょ}解除します。この^{ばあい}場合、^{けいやく}契約を^{かいじょ}解除する日の^ひ30日^{にちまえ}前ま で^{ぶんしよ}文書^{つうち}で^{ぶんしよ}通知^{つうち}します。 ⑤^{やむ}やむをえない^{じじょう}事情により^{とうほーむ}当ホームを^{へいさ}閉鎖または^{しゅくしょう}縮小する^{ばあい}場合、^{けいやく}契約を ^{かいじょ}解除し^{たいきょ}退居^{たいきょ}いただく^{ばあい}場合があります。この^{ばあい}場合、^{けいやく}契約を^{かいじょ}解除する³⁰30 ^{にちまえ}日前までに^{ぶんしよ}文書^{つうち}で^{ぶんしよ}通知^{つうち}します。
^{けいやく} 契約の ^{じどう} 自動 ^{しゅうりょう} 終了	^{つぎ}次の^{ばあい}場合は、^{れんらく}連絡がなくとも^{けいやく}契約は^{じどうてき}自動的に^{しゅうりょう}終了^{しゅうりょう}します。 ①^{りようしゃ}利用者が^た他の^{きょうどうせいかつえんじよ}共同生活援助事業所や^た他の^{しょうがいふくし}障害福祉^{さーびす}サービス^{せつとう}施設等に ^{にゅうしよ}入所^{ばあい}した場合 ②^{きょうどうせいかつえんじよ}共同生活援助の^{くんれんとうきゅうふひしきゅうきかん}訓練等給付費支給^{しゅうりょう}期間が^{しゅうりょう}終了し、^{ごしきゅうけつてい}その後支給決定がな ^{ばあい}い場合（^{しよてい}所定の^{きかん}期間をもつて^{しゅうりょう}終了^{しゅうりょう}します。） ③^{にゅういんとう}入院等により、^{とうほーむりよう}当ホーム利用が^{にちじょう}90日^{ばあい}以上ない^{ばあい}場合。 ④^{りようしゃ}利用者が^な亡くなつた^{ばあい}場合

7. 苦情の受付・相談窓口について

(1) 当事業所における苦情の受付及びサービス利用等のご相談、その他

サービス利用等に関するご相談

○苦情解決責任者 おお つぼ とおる
大 坪 徹

○受付時間 げつようび どようび
月曜日～土曜日（8：00～17：00）

(2) 行政機関その他苦情受付期間

たかやましやくしよ ふくしか 高山市役所 福祉課	しよざいち たかやましはなおかちょう 所在地 高山市花岡町2-18 でんわばんごう 電話番号 0577-35-3356
ひだしやくしよ ふくしか 飛騨市役所 福祉課	しよざいち ひだしゑら ちやうめ ばん ごう 所在地 飛騨市古川町若宮2丁目1番60号 でんわばんごう 電話番号 0577-73-7483
げろしやくしよ しゃかいふくしか 下呂市役所 社会福祉課	しよざいち げろし はぎわら ちやうめ ばん ち 所在地 下呂市萩原町萩原1166番地8 でんわばんごう 電話番号 0576-52-3936

8. ご利用者の記録や情報の管理、開示について

ほんじぎょうしよ かんけいほうれい およ ぎふけんしゃかいふくしきょうざいかいこじんじょうほう ほ ごきてい もと
本事業所では、関係法令（及び岐阜県社会福祉協議会個人情報保護規定）に基づ

いて、ご利用者の記録や情報を適切に管理し、ご利用者の求めに応じてその内容を

開示します。（開示に際して必要な複写料等の諸費用は、ご利用者の負担となります。）

9. 非常時の対応

(1) 事故発生時の対応 (契約書第9条参照)

サービスの提供により事故が発生した場合は、利用者の家族等に連絡を

行くとともに、必要な措置を講じます。また、サービスの提供により賠償すべき

事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

(2) 緊急時の対応

緊急連絡網により、速やかに対応します。

(3) 防災・消防計画

消防署への届出に基づき対応します。

10. 協力医療機関

医療機関の名称	ナチュラルクリニック21
---------	--------------

所在地	高山市下林町517-6
-----	-------------

電話番号	0577-37-7064
------	--------------

医療機関の名称	れい歯科
---------	------

所在地	高山市上岡本町8丁目80
-----	--------------

電話番号	0577-34-7955
------	--------------

1 1. 秘密保持と個人情報の保護（使用同意など）

事業者及び事業者の使用する者は、サービス提供する上で知り得た利用者及び

その家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。また、この秘密を保持

する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。

また、共同生活援助サービスを円滑に提供するため、他の障害福祉サービス事

業者等との情報の共有が必要な場合があります。事業者は、利用者から予め

文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議で用いる等、利用者の個人情報を

他の障害福祉サービス事業者等に提供しません。また、利用者の家族の個人

情報についても、予め文書で同意を得ない限り、利用者の家族の個人情報を

他の障害福祉サービス事業者等に提供しません。

令和 年 月 日

共同生活援助の提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

施設所在地 岐阜県高山市新宮町4302-23

施設名 ぐっどらっく 説明者 おおつば 徹 (印)

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、共同生活援助サービスの

提供開始に同意しました。

利用者住所

氏 名 (印)

この重要事項説明書は、厚生労働省令第80号（平成14年6月13日）第59条の規定に
基づき利用申込者又はその家族への重要事項説明のために作成したものです。